

## 令和6年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について（案）

令和6年●月●日  
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、本日、令和6年度上半期（令和6年4月1日～9月30日）における主な活動実績について取りまとめましたので、お知らせします。<sup>1</sup>

### I 個人情報保護法等に関する事務

#### 1. いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

個人情報を取り巻く新たな課題に対応するため、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）の施行の状況等も踏まえ、必要な措置の検討を行っている。

本検討において、令和6年2月に公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」を踏まえ、関係団体や有識者からのヒアリングを実施するとともに、各検討項目について議論を重ねた。これらの議論や検討を踏まえ、同年6月27日に、当該時点における委員会の考え方をまとめた「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表した。また、これに対する意見募集を同年6月27日から7月29日の間実施し、意見募集結果を同年9月4日に公表した（意見数2,448件）。さらに、本中間整理を踏まえ、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について議論するための場である「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」を新たに立ち上げ、9月までに計3回開催した。

#### 2. 令和3年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用に関する取組

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」又は個別の条文について言及する場合において「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正等のうち、デジタル社会形成整備法第51条による改正部分（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に係るもの）が、令和5年4月1日から施行された。

この令和3年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用のため、令和4年度から引き続き、地方公共団体の課題や相談についてサポートする体制として、全国を4つの地方ブロックに区分し、当該地方ブロックごとに担当を設け、その窓口を通じて制度・運用等に関する照会

<sup>1</sup> 本活動実績における法律の条文番号及び条文については、特段の記載がない限り、事象当時の条文番号及び条文を記載している。

に対して必要な助言等を行っている。また、こうしたサポートの一環として、各都道府県及び市区町村の個人情報保護制度担当者を対象に、地方公共団体の機関の実務に即した研修を都道府県単位で実施した。

### 3. 個人情報保護法に基づく監視・監督

#### (1) 個人情報取扱事業者等に対する監督

##### ① 個人データの漏えい等事案に関する報告の処理状況

令和6年度上半期においては、個人データの漏えい等事案について 7,735 件の個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づく報告の処理を行った。このうち、委員会に対する直接報告は 5,212 件、委任先省庁を経由したものは 2,523 件であった（付表 1）。発生原因としては、病院や薬局における要配慮個人情報を含む書類の誤交付及び紛失のほか、フィッシング詐欺によるものやクレジットカードの誤送付等が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行い、必要に応じて指導等を行った。

##### ② 報告収集、立入検査、指導・助言、勧告及び命令

令和6年度上半期においては、報告収集を 61 件、立入検査を 2 件、指導・助言を 203 件行った（付表 1）。

一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社及び関係小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社の顧客の個人情報について、グループ会社である東京電力ホールディングス株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社が閲覧し利用していた事案では、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、個人情報保護法第 23 条の個人データの安全管理措置に不備があったことについて指導を行い、個人情報の適正な取扱いについて総点検の実施を求めた。また、東京電力ホールディングス株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対し、個人情報の適正な取得について規定する個人情報保護法第 20 条第 1 項の違反について指導を行った。

また、香川県高松市のコンビニ交付サービスにおける住民票の写しの誤交付事案については、同サービスのシステムを開発し運用保守を行っていた富士通 Japan 株式会社に対し、個人情報保護法第 23 条の安全管理措置に不備があったことについて指導を行い、再発防止策の実施状況について報告等の求めを行った。

さらに、株式会社 NTT マーケティングアクト Pr o CX から個人データ等の取扱いの委託を受けた NTT ビジネスソリューションズ株式会社の派遣社員が、株式会社 NTT マーケティングアクト Pr o CX の委託元の民間事業者等の顧客等の個人データ等を不正に持ち出した事案に関し、不正に持ち出された個人データを当該派遣社員から取得し、第三者に提供していた名簿業者 2 社（株式会社中央ビジネスサービス及びネクストステージ合同会社）に対し、立入検査を実施するとともに、調査結果に基づき、個人情報の適正な取得（個人情報保護法第 20 条第 1 項）、第三者提供を受ける際の確認義務（同法第 30 条第 1 項第 2 号）の違反等について指導を行い、定期的に個人データの取扱状況等について報告等を行うよう求めることとした。あわせて、株式会社中央ビジネスサービス

に関しては、当委員会が以前実施した個人情報保護法に基づく報告徴収に対し、虚偽の報告をした事実が確認されたため、刑事告発を実施した。

③ 外国に所在する事業者への対応

外国に所在する事業者の漏えい等事案への適切な対応を行った。

また、個人情報保護の執行協力の枠組みであるグローバルプライバシー執行ネットワーク（G P E N）により開催された月次の会議に参加し、外国のデータ保護機関による近時の執行の取組等を聴取するとともに、委員会とデータ保護機関との間で執行の協力体制を構築・強化した。

④ 個人情報の取扱い等に関する注意喚起

病院・診療所及び薬局においては、要配慮個人情報を含む個人データの取扱いの機会が非常に多く、患者の取り違えによる誤交付が多数発生していることを踏まえて、より有効な漏えい等防止のための対策を講ずるよう、安全管理措置に関する具体的な取組事例を示すことにより注意喚起を行った。

(2) 行政機関等に対する監視

① 保有個人情報の漏えい等事案に関する報告の処理状況

令和6年度上半期においては、保有個人情報の漏えい等事案について 901 件の個人情報保護法第 68 条第 1 項に基づく処理を行った。このうち、国の行政機関等による報告は 89 件、地方公共団体等における報告は 812 件であった（付表 2）。主な発生原因としては、要配慮個人情報を含む書類の紛失及び電子メールの誤送信等による誤送付が多かった。

漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行った。

② 資料提出の求め、実地調査、指導・助言及び勧告

令和6年度上半期においては、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」の遵守状況等を確認するため、令和6年度の実地調査及び立入検査計画に基づき、行政機関等に対する計画的な実地調査等を 32 件実施し（うち 26 件は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく立入検査と一体的に実施）、個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導及び指導した事項について報告を求める資料提出の求めを行った（付表 2）。実地調査等を通じ、行政機関等においては、安全管理措置のうち教育研修、監査・点検、委託及び再委託、ログの分析等について、改善を要する事項が認められた（付表 3、付表 4）。

実地調査等以外に、令和6年度上半期においては、個人情報の漏えい等事案の報告の受付等に際し、不備のあった安全管理措置に係る再発防止策の徹底を求めるなどの指導・助言を 61 件、資料提出の求めを 103 件行った。

宮崎県綾町において、税申告相談の予約状況をホームページに掲載する際、住民基本台帳に登録されている保有個人情報を含むファイルを誤って掲載したという事案では、全町民分の住民基本台帳データを使用して作成するファイルのホームページ掲載について、口頭のみで臨時担当職員に引継ぎが行われ、その後の掲載内容等の確認も不十分であった。そのため、ウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置等に不徹底があり、個人情報保護法第66条第1項が求める保有個人情報の安全管理措置に不備があったことについて指導を行い、再発防止策の実施状況について資料提出等の求めを行った。

### (3) 監視・監督状況（四半期別）の公表

委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく公表するとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報の取扱いに資するよう、令和6年度より四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表することとし、第1四半期分について公表した。

## 4. 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等

### (1) 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

#### ① P P Cビジネスサポートデスクの運用

A I・ビッグデータ時代を迎え、個人情報等の活用が一層多岐にわたる中、委員会による相談体制の一層の充実を求める意見に適切に対応する観点から、令和2年度からP P Cビジネスサポートデスクを設置し、事業者が新たに予定しているビジネスにおける個人データの取扱い（第三者提供、委託、共同利用等）や仮名加工情報及び匿名加工情報を用いた新たなビジネス等について、相談に応じている。予約フォームの運用など事業者がアクセスしやすい環境整備にも努めており、令和6年度上半期は、情報通信業や卸売業・小売業等幅広い業種の事業者からの相談に対して、オンライン面談により個人情報保護法上の留意事項に係る助言等を行った（計8件）。

#### ② デジタル社会形成基本法等に基づく対応

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第39条第8項において準用する同条第4項等の規定に基づき、内閣総理大臣がデジタル社会の実現に向けた重点計画を変更する際には、委員会の意見を聞くこととされている。委員会は令和6年6月19日、同計画の変更案に対し、個人情報の適正な取扱いを確保する観点や個人番号その他の特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じる観点から、同計画に定められた施策を実施するに当たっての留意点等を回答した。

### (2) オプトアウト制度に関する取組

個人情報保護法第27条第2項の規定に基づくオプトアウト手続（※）により個人データの第三者提供をしようとする者については、オプトアウト手続を行うこと等の委員会への届出が義務付けられている。令和3年10月1日からは、令和2年改正法に基づくオプトアウト手続を開始しており、令和6年9月30日時点で360件（うち、令和6年度上半

期分 48 件) の届出を受け付け、委員会ウェブサイトで公表している。

(※) 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、個人データを第三者に提供する旨、提供する個人データの項目等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

### (3) 認定個人情報保護団体に関する取組

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）に対しては、個々の認定団体が主催する対象事業者等向け説明会に講師派遣（3 件）を行ったほか、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」について説明会を開催した。なお、令和 6 年 7 月 31 日付けで 1 団体が認定業務を廃止し、令和 6 年 9 月 30 日時点の認定団体数は 43 団体となっている。これらの認定団体が作成する保護指針については、委員会ウェブサイトにおいて公表している。

## 5. 関係府省庁等の多様な関係者との連携

委員会は、個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に適時適切に対応するため、関係府省庁等の多様な関係者と政策立案段階から連携して取組を進めている。令和 6 年度上半期においては、主に以下の助言等を行った。

### (1) こども性暴力防止に向けた取組に対する助言

「こども性暴力防止法に関する関係府省庁連絡会議」に構成員として参加し、こどもに対する性暴力の防止に係る情報の管理に関し事業者が講ずべき措置の検討に当たり、制度を所管するこども家庭庁に助言を行った。

### (2) 広域被災者データベース・システムの構築に向けた取組に対する助言

石川県が事務局を務める「広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ」に、内閣官房デジタル行政改革会議事務局・内閣府防災担当・デジタル庁とともに委員として参加した。また、広域被災者データベース・システムの構築に向けた検討に当たり、事務局である石川県に助言を行った。

## II マイナンバー法に関する事務

### 1. マイナンバー法に基づく監督等

#### (1) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行に伴う所要の改正、マイナンバー法第 12 条に基づく安全管理措置に関し人的ミス発生の防止対策の強化等を反映するため、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個

人情報保護委員会告示第5号) 及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の改正を令和6年5月27日に行った。

#### (2) 特定個人情報の漏えい等事案に関する報告の処理状況

令和6年度上半期においては、特定個人情報の漏えい等事案について136件の処理を行った。このうち、報告対象事態に該当するものは41件であり(付表5)、主なものは、事業者におけるウェブサイトやネットワークの脆弱性を突いた不正アクセス事案等である。

漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行い、必要に応じて、指導等を行った。

#### (3) 指導・助言

令和6年度上半期においては、計画的な立入検査に伴う指導・助言を24件、計画的な立入検査に伴うもの以外の指導・助言を13件行った。

計画的な立入検査に伴うもの以外の指導・助言の内容としては、埼玉県熊谷市(以下「熊谷市」という。)から、個人番号利用事務の一部である課税資料等の入力業務(以下「本事務」という。)を委託されていた株式会社アクト・ジャパン(以下「アクト・ジャパン」という。)が、熊谷市の許諾を得ずに本事務を関連会社である株式会社アーバンシステム(以下「アーバンシステム」という。)に再委託した事案について、アクト・ジャパンに対し、安全管理措置を適切に講ずること、並びにマイナンバー法第10条第1項及び第19条の規定に違反することがないよう、研修及び教育の実施を通じて役員及び従業者に対し、特定個人情報の適正な取扱いについて周知徹底することを指導し、アーバンシステムに対し、マイナンバー法第20条の規定に違反することがないよう、必要かつ適切な措置を講ずるよう指導するとともに、熊谷市に対し、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うよう指導したもの等がある。

#### (4) 立入検査の実施状況

令和6年度上半期においては、マイナンバー法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」の遵守状況や特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を確認するため、令和6年度の実地調査及び立入検査計画に基づき、国の行政機関等に対する定期的な立入検査3件を実施(いずれも個人情報保護法に基づく実地調査と一体的に実施)するとともに、地方公共団体に対しては、選択的に立入検査23件を実施し、特定個人情報の適正な取扱いに関して改善を求める指導及び指導した事項について報告を求める報告徴収等を行った(付表5)。立入検査を通じ、行政機関等においては、安全管理措置のうち教育研修、監査、ログの分析等について、改善を要する事項が認められた(付表6、付表7)。

#### (5) 定期的な報告

マイナンバー法第 29 条の 3 第 2 項等の規定に基づき、令和 5 年度の安全管理措置の実施状況等について、地方公共団体等 2,207 機関から報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。

#### (6) 監視・監督状況（四半期別）の公表

委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく公表するとともに、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、令和 6 年度より四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で公表することとし、第 1 四半期分について公表した。

### 2. 特定個人情報保護評価

#### (1) 特定個人情報保護評価書の承認等

令和 6 年度上半期においては、評価実施機関である行政機関の長等から 3 件の全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、3 件の承認を行った（付表 8）。

#### (2) 特定個人情報保護評価指針の 3 年ごとの再検討

マイナンバー法第 27 条第 2 項に基づき、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）等について再検討を行い、マイナンバー制度全体のリスク対策の底上げや人為的ミスに関する対策強化を図るため、基礎項目評価書の様式に記載項目を追加する等の改正を行ったところ、改正指針等を円滑に施行するため、令和 6 年 7 月に全ての評価実施機関を対象とした全国向け担当者説明会をオンライン形式で開催した。また、都道府県からの希望に応じて、地方公共団体の担当職員を対象とした説明会を実施した（令和 6 年 9 月 30 日現在、21 道府県で開催）。

### 3. 独自利用事務の情報連携

#### (1) 届出の受付状況

令和 6 年度上半期においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 9 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号）で定める要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を求めることができる事務として、令和 7 年 2 月以降の情報連携について 308 の地方公共団体から 1,121 件の届出があった。これにより、令和 7 年 2 月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は、1,416 の地方公共団体（都道府県 47、市区町村等 1,369）からの 11,817 件となる見込みである。

#### (2) 独自利用事務の情報連携に係る利活用

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成 27 年 8 月に委員会の決定

を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて数次にわたり追加してきた。

地方公共団体の要望を踏まえ、令和6年7月31日の第297回個人情報保護委員会において既存の1件の事例を変更し、これについて公表した。

また、独自利用事務の情報連携制度の更なる活用の促進に向けて、特定個人情報保護評価指針の改正に係る地方公共団体向け説明会等における制度説明や全国町村会の広報誌への記事の掲載など、本制度の周知活動を行った。

### III 国際協力

デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加等に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増しており、委員会としては、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : DFFT）推進のための施策に取り組んでいるほか、各国の法制等の世界潮流の把握、各國当局との連携の強化を進めた（付表9、付表10）。これらは、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）において、DFFT推進に向けた政府全体の取組の一つとして位置付けられている。令和6年度上半期における主な取組は、以下のとおりであった。

#### 1. 個人情報を安全、円滑に越境移転することができる国際環境の構築

##### （1）相互認証の枠組みの更なる発展

平成31年1月に発効した、日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組み（日本においては、個人情報保護法第28条に基づく外国指定、EUにおいては、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）第45条に基づく十分性認定）については、令和6年6月20日に藤原靜雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバード副委員長（価値・透明性担当）がベルギーにおいて会談を行い、令和5年4月に相互認証の第1回レビューが成功裏に完了したことを踏まえ、EUによる日本に対する十分性認定について、対象範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大することに関する現在進行中の協議が着実に進展していることを歓迎し、両者間の協議を可能な限り早期に妥結させることを視野に入れて作業を加速させることに合意した旨の共同プレス・ステートメントを発表した。

また、個人情報保護法第28条第1項及び第71条第1項に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）において定める、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国に指定する要件について、令和3年改正法に合わせ改正する必要があったことから、令和6年8月28日に開催した第298回個人情報保護委員会において、施行規則の改正案に係る意見募集を決定し、実施した。なお、学術研究分野及び公的部門については、EUと同様に英国に対しても、十分性認定の対象範囲に追加するよう協議を進めている。

## (2) 国際的な企業認証制度の普及促進

一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度である越境プライバシールール (Cross-Border Privacy Rules : CBPR) システムについて、我が国を含む有志国及び地域は、令和4年4月にグローバルCBPRフォーラムの設立宣言を行った。それ以来、同フォーラムは、より広範囲での個人データの円滑な越境移転を目的として新たな企業認証制度の確立に向けた取組を行い、令和6年4月、グローバルCBPRシステムの稼働に必要な基礎文書を公表した。文書の公表後、認証機関における認証付与開始に向けた準備作業に加え、参加国又は参加地域の拡大への取組や、より多くの国又は地域の参加を可能とするためのグローバルCBPRシステムに係る個人情報保護要件の見直しに向けた議論を継続している。また、新たな国又は地域の参加拡大に向けたアウトリーチ活動の一環として、同年5月には東京においてワークショップを開催した。その結果、本ワークショップに出席したモーリシャス、ドバイ国際金融センター及びバミューダが、同年8月に新たな準会員としてグローバルCBPRフォーラムに参加することとなった。

## (3) グローバルなモデル契約条項の導入

グローバルなモデル契約条項の導入を目指し、欧州評議会 (Council of Europe : CoE)、シンガポールといった価値観を共有する関係機関及び各国との間で既存のモデル契約条項についての意見交換を実施した。また、既存のモデル契約条項に関する共同調査に向けてシンガポールとの間で協議を行うなど、グローバルなモデル契約条項の導入の実現に向けた議論を継続している。

## (4) 個人情報保護を取り巻くリスクへの対応

DFFTを脅かすリスクである無制限なガバメントアクセス及びデータローカライゼーションへの対応については、令和4年12月に採択されたOECD (Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) 加盟国等による閣僚宣言である「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」について、OECD加盟国以外においても国際的なスタンダードとして適用されることを目指す等、OECDにおいて議論や取組を継続している。

## (5) 個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFTの推進及び具体化の取組

令和5年6月に開催された第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合（於東京）では、成果文書としてコミュニケのほか、初の行動計画を採択した。同行動計画の取組を推進するため、G7のデータ保護・プライバシー機関の事務レベルの参加によるDFFT作業部会を開催し、令和6年10月にイタリアで開催予定の第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合での公表に向けて、グローバルCBPRシステムとEU認証の要件の比較作業を行っている。

また、世界プライバシー会議 (Global Privacy Assembly : GPA) (※) 内に設置され、データの越境移転等のトピックを扱う「グローバルな枠組みと基準ワーキンググループ」

において、将来的な成果文書の採択も見据えた、DFFTの推進並びにそれに資するデータ保護原則及びデータ移転メカニズムに係る議論が行われ、これに積極的に参画した。

令和6年6月に藤原靜雄委員長と欧州委員会ベラ・ヨウロバ副委員長（価値・透明性担当）がベルギーにおいて会談し、共同プレス・ステートメントを発表した際に、欧州データ保護会議（European Data Protection Board：EDPB）アヌ・タルス議長や欧州データ保護監察機関（European Data Protection Supervisor：EDPS）ボイチエフ・ビブロフスキ総裁とも面会し、十分性認定の対象範囲の拡大の早期の発効に向けた協力を要請した。

（※） 世界各国の140以上のデータ保護機関が参加するフォーラム。年次総会では、データ保護機関、関連の政府機関や国際機関によるクローズドの協議及び情報交換のほか、事業者及び研究者等も参加するオープンな場での基調講演やパネルディスカッションが行われる。

#### （6）個別国とのDFFTに関する関係の強化

令和6年4月、米国において、米国、英国、ドイツ、同年9月に日本でタイの関係機関等との意見交換を行い、関係強化に努めた。

上記（3）のとおり、令和6年8月、シンガポールにおいて、シンガポール個人データ保護委員会との間で、既存のモデル契約条項に関する共同調査に向けて協議を行った。

## 2. 執行協力を含む関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築

#### （1）多国間及び地域間の枠組みにおける協力関係の強化

令和6年4月以降GPA内の「国際執行協力ワーキンググループ」、「AIにおける倫理とデータ保護ワーキンググループ」等に複数回参加し、最新の国際動向の把握に努めた。

令和5年6月に開催された第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合（於東京）で採択された行動計画の取組を推進するため、執行協力作業部会を開催し、同作業部会の共同議長である当委員会と米国の主導の下、令和6年10月にイタリアで開催予定の第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合での公表に向け、各国の執行事例に関するベストプラクティス集の作成を行っている。

令和6年6月のアジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities：APPAs）フォーラム（※1）に委員が登壇し、委員会の活動内容について積極的に情報発信したほか、当委員会が主催する同年後期のAPPAsフォーラム本会合及びサイドイベントを始めとした個人情報保護及びプライバシーに関するイベントが開催される11月最終週を「Japan Privacy Week」と位置付け、関係機関との調整を継続している。

また、令和6年4月にInternational Association of Privacy Professionals（IAPP）主催のグローバル・プライバシーサミット2024（※2）に参加し、生成AIをはじめとした各国の対応や個人情報保護制度に関する産業界の意見を聴取した。加えて、同年4月にはアジア開発銀行による第2回中央アジア地域経済協力デジタル貿易フォーラムに、同年7月にはIAPP主催のアジア・プライバシーフォーラム（※3）にそれぞれ参加又は登壇し、CBPRに関する取組を発信するなどした。

（※1） アジア太平洋地域のデータ保護機関が協力関係の構築や情報交換を行うことを目的として、年に

2回開催される会議。

(※2) IAPPが主催する会合の中で最大級であり、世界各国のデータ保護機関のみならず産業界から多くの関係者が参加するカンファレンス。

(※3) アジア地域のデータ保護機関や産業界等から多くの関係者が参加するIAPP主催のカンファレンス。

## (2) 二国間及び地域間協力関係の強化及び構築

令和5年10月に英国のデータ保護機関である情報コミッショナーオフィス(Information Commissioner's Office : ICO)との間で締結した個人情報保護に関する協力覚書(Memorandum of Cooperation : MOC)に基づき、執行協力体制の構築の進め方について協議を行う等、関係強化に努めた。また、スリランカ等のアジア太平洋地域諸国に対して、個人情報保護法制の整備に係る知見の共有やその他情報提供を通じて、協力関係の強化及び構築に努めた。

## 3. 国際動向の把握と情報発信

国内の事業者の国際的な活動に資するため、引き続き個人情報保護に関する海外の法制度の情報や動向について委員会ウェブサイト上で情報提供をしている。

## IV 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

### 1. 相談受付等

#### (1) 個人情報保護法関係

個人情報保護法に関する総合的な案内所として、個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する質問に回答するとともに、個人情報等の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん、その処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを運用している。また、AIを利用したチャットボットサービス(PPC質問チャット)を運用し、個人情報保護法に関する質問に常時対応している。

#### ① 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）

令和6年度上半期においては、10,379件の相談を受け付けた（付表11）。相談主体としては、事業者からの相談が比較的多い。また、相談内容としては、「個人データの第三者提供」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、「外部事業者が提供する情報システムの保守サービスを活用するが、これは、本人の同意が必要な第三者提供に該当するのか」等、第三者提供の該当性を問う事業者からの質問が多かった。当該質問に対しては、当該外部事業者が情報システム内の個人データを取り扱うこととなっている場合には、個人データを「提供」したことになることから、原則どおり本人の同意を得るか、あるいは、個人データの取扱いを委託しているとして、個人情報保護法第25条に基づき当該外部事業者を監督する必要がある旨、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ

ン（通則編）」及び「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A」の事例等を案内し、適切な説明を行った。このほか、退職又はサービスの退会等に伴う事業者への個人情報の削除請求に当該事業者が応じないといった「正確性の確保」に関する個人からの相談、あるいは、事業者からのダイレクトメールの送付停止のために当該事業者へ個人情報の削除請求をしたいといった「個人情報の開示等」に関する個人からの相談も多く寄せられ、それらの相談に対しては、個人情報保護法第22条、同法第35条第5項の規定をそれぞれ案内しつつ適切な助言を行った。

あっせんを行った事案としては、申出者が事業者から開示された保有個人データの訂正請求をするため、当該事業者に訂正手続の方法を問い合わせたものの連絡がないという苦情の申出について、委員会から当該事業者に対して、個人情報保護法第32条第1項第3号に基づく保有個人データに関する事項の公表等の規定の説明をした結果、当該事業者から委員会に対して、申出者へ訂正手続の方法を案内した旨の回答がされたものがあった。

## ② 個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）

令和6年度上半期においては、1,605件の相談を受け付けた（付表12）。相談主体としては、個人からの相談が多い。また、相談内容としては、地方公共団体等における「保有個人情報の利用及び提供の制限」に関する相談が多く寄せられた。具体的には、「公立学校が、子どもの親の同意を得ていないにもかかわらず、PTAに子どもに関する保有個人情報を提供したこと」等、地方公共団体等が本人の同意なく保有個人情報を利用又は提供了ことに対して不満を訴える個人からの相談が多くかった。当該相談に対しては、個人情報保護法第69条に基づき、「行政機関等は、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することが禁止されていること」、「当該禁止について例外規定があること」及び「当該例外規定に基づき保有個人情報を利用又は提供する場合には本人の同意が必須でないこと」等、相談内容に応じて適切な助言を行った。このほか、「保有個人情報の開示等」に関する個人からの質問も多く寄せられ、当該質問に対しては、個人情報保護法の各種規定に基づき適切な説明を行った。

## （2）マイナンバー法関係

特定個人情報の取扱いに関する相談や必要なあっせんを行うための窓口として、マイナンバー苦情あっせん相談窓口を運用している。

令和6年度上半期においては、710件の相談を受け付けた（付表13）。相談主体としては、個人からの相談が多い。また、相談内容としては、「特定個人情報の安全管理措置」に関する質問が多く寄せられた。具体的には、特定個人情報の保存期間やその廃棄方法を問う事業者からの質問が多くかった。当該質問に対しては、個人番号が記載された書類等は個別法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあること、その保存期間を経過した場合には、個人番号をできる限り速やかに廃棄又は削除しなければならないこと及び廃棄等の具体的な手法の例等について、適切な説明を行った。

あっせんを行った事案としては、申出者が本人確認のためマイナンバーカードを事業

者に提示したところ、当該事業者が個人番号の記載されたマイナンバーカードの裏面をスキャン等してしまったという苦情の申出について、委員会から当該事業者に対して、「法令等に基づく場合を除き、特定個人情報の収集等が禁止されていること」を説明するとともに、個人番号の消去等を適切に講じるよう促したものがあった。

### (3) 公益通報者保護法に基づく対応

委員会においては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、通報窓口を設置し、外部の労働者等からの公益通報の受付を行っている。引き続き、受理した公益通報については、通報者に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、速やかに必要な措置をとっている。

令和6年度上半期においては、個人情報保護法に関する公益通報については39件受理した。また、マイナンバー法に関する公益通報については受理したものがなかった。

## 2. 広報・啓発

### (1) 個人情報保護法関係

#### ① 説明会等への講師派遣等

事業者等に対して個人情報保護制度を周知するため、オンライン形式を含め、事業者団体主催の説明会等（令和6年9月30日時点で計87回、約13,300名参加）への講師派遣等を行った。説明会等では、パンフレット、動画コンテンツ等も活用し、個人情報保護制度の的確な周知を図った。

#### ② こども向けの啓発（出前授業等）

小学生を主な対象として作成した、SNS等利用時における個人情報の適正な取扱い方を学ぶことができる動画「取扱注意！みんなの大切な個人情報～SNS・オンラインゲーム編～」及びハンドブック「みんなの大切な個人情報」等を用いて、個人情報保護の大切さを伝える出前授業（令和6年9月30日時点で計6回、約630名参加）を実施した。

また、こどもたちの体験活動の機会とともに、委員会の施策に対する理解を深めてもらうため、「こども霞が関見学デー」を開催した。令和6年度においては、個人情報についてこどもが楽しく学べるよう、委員会の仕事の体験プログラム、個人情報に関する動画やクイズを交えた参加型講座等を実施した。

#### ③ パンフレット等

個人情報保護法の基本的な内容をまとめた中小企業向けパンフレット（※1）、個人データの漏えい等に関し委員会に報告が必要な場合をまとめたポスター（※2）及び個人情報保護法を遵守できているかどうかの確認のポイントをまとめたポスター（※3）を、中小企業関係団体等（約2,700箇所）へ配付した。

（※1）「中小企業向け はじめての個人情報～シンプルレッスン～」

（※2）「個人データの漏えい等報告について」

（※3）「10のチェックリスト」

#### ④ 個人情報を考える週間

委員会が参加している A P P Aにおいて取り組むこととされている Privacy Awareness Weekについて、令和6年5月27日から6月2日までの期間を「個人情報を考える週間」として設定し、個人情報の重要性等について広く国民に対し広報活動を行った。

具体的には、全国の地方公共団体における啓発ポスターの掲示、駅構内や空港、屋外におけるデジタルサイネージ広告の放映及びS N Sにおけるインターネット広告の表示による情報発信等を行った。

また、委員会ウェブサイト上に「個人情報を考える週間」の特設ページを設け、個人情報保護のリテラシー向上を目的とした動画の掲載等を行った。

#### ⑤ 委員会ウェブサイトを通じた情報発信

委員会ウェブサイトにおいて、開催した委員会に関する資料、議事概要や議事録、報道発表情報、意見募集に関する情報、活動報告等について、トップページの新着情報欄や「TOPICS」欄におけるリンク先のページに新たなコンテンツを掲載すること等によって積極的かつ効果的に情報発信をした。

#### ⑥ 委員会公式S N Sを通じた情報発信の強化

委員会公式 X(旧：Twitter)を活用し、委員会ウェブサイト上に掲載された新着情報、活動情報等のほか、「個人情報を考える週間」と連動したクイズ等を発信した。

また、令和6年5月に委員会公式 YouTube チャンネルを開設し、事業者、行政機関等、こどもなど多様な主体に向けた個人情報保護制度の紹介動画の掲載や、かるたの読み札になぞらえて個人情報保護制度について楽しく学べる動画の掲載など、個人情報保護制度の理解醸成のための情報発信を強化した（令和6年9月30日時点で33本の動画を掲載）。

### (2) マイナンバー法関係

令和6年度上半期においては、行政機関等の職員向けに特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すこと等を目的とした説明を行った。

具体的には、厚生労働省等の行政機関における研修において、事務担当者に対して説明を行った。

また、地方公共団体情報システム機構が委員会との共催により実施している「マイナンバー利用事務・関係事務担当者のための個人情報保護セミナー」（令和7年2月末まで実施）において、動画配信による説明を行っている。

## 付表 活動実績

### 1. 個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者等に対する監督

対応事項	件数等				
個人データの漏えい等事業者の報告の処理	7,735件【4,938件】(※1) 〔参考〕任意の報告等：531件(※2) (内訳) 委員会直接受付分：5,212件【3,154件】 委任先省庁経由分：2,523件【1,784件】				
	報告義務該当事由の内訳 (※3)	要配慮個人情報 を含む	財産的被害が 生じるおそれ	不正の目的を もって行われ たおそれ	本人数1000人 超
	件数 (割合)	7,735件 (100%)	4,074件 (52.7%)	2,631件 (34.0%)	2,293件 (29.6%)
報告徴収	61件	【60件】			
立入検査	2件	【0件】	(※4)		
指導及び助言	203件	【165件】			
勧告	0件	【0件】			
命令	0件	【0件】			

(※1) 法令上報告が義務付けられているものを計上している。【】内の件数は、「令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」（以下、「令和5年度上半期報告」という）の数値とは異なるが、令和5年度上半期報告においては、委員会直接受付分のみの状況を計上していたためである。

(※2) 法令上報告が義務付けられていないものの任意に報告がなされたものや、速報提出後に法令上の報告義務対象ではないことが明らかになったもの等を計上している。

(※3) 1つの事業で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

(※4) 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

(注) 各欄における【】内は令和5年度上半期の実績。

## 2. 個人情報保護法に基づく行政機関等に対する監視

対応事項	件数等							
保有個人情報の漏えい等事案の報告の処理	901件 【484件】 (※1) 〔参考〕任意の報告等：218件 (※2) (内訳) 国の行政機関等 : 89件 【75件】 〔参考〕任意の報告等 : 19件 地方公共団体等 : 812件 【409件】 〔参考〕任意の報告等 : 199 件							
	報告義務該当事由の内訳 (※3)	要配慮個人情報を含む	財産的被害が生じるおそれ	不正の目的をもって行われたおそれ	本 人 数 100人超	条例要配慮個人情報を含む		
	内訳 件数 (割合)	合計件数 89件 (100%)	682件 58 件 (65. 2%)	13件 0件 (0%)	87件 10 件 (11. 2%)	171件 28 件 (31. 5%)	1件	-
	内訳 件数 (割合)	合計件数 812件 (100%)	624 件 (76. 8%)	13 件 (1. 6%)	77 件 (9. 5%)	143 件 (17. 6%)	1件 (0. 1%)	
資料提出の求め	135件 【36件】 (※4) (内訳) 国の行政機関等 : 8 件 【10件】 地方公共団体等 : 127件 【26件】							
実地調査等	32件 【35件】 (※5) (内訳) 国の行政機関等 : 7 件 【10件】 地方公共団体等 : 25件 【25件】							
指導及び助言	93件 【57件】 (※4) (内訳) 国の行政機関等 : 12件 【14件】 地方公共団体等 : 81件 【43件】							
勧告	0件 【0件】							
勧告に基づいてとった措置についての報告の要求	0件 【0件】							

(※1) 法令上報告が義務付けられているものを計上している。

(※2) 法令上報告が義務付けられていないものの任意に報告がなされたものや、速報提出後に法令上の報告義務対象ではないことが明らかになったもの等を計上している。

(※3) 1つの事案で複数の報告義務要件に該当する場合には全て計上しているため、「報告義務該当事由」欄の件数は合計件数を超えることがある。同様に、「報告義務該当事由」欄の割合合計が100%を超えることがある。

(※4) 資料提出の求め並びに指導及び助言の実施件数は、計画的に行われた実地調査等に伴うものも含み、計画的に行われた実地調査等に伴うものについては当該実地調査等の開始日を基準として計上している。

(※5) 実地調査等の実施件数は、計画的に行われたものを含み、実地調査等開始日を基準として計上している。

(注) 各欄における【 】内は令和5年度上半期の実績。

### 3. 個人情報保護法に基づき計画的に行われた実地調査等の結果（調査等項目別）

＜各調査等項目において不備事項が認められた割合＞

（実地調査等先数 国の行政機関等：7、地方公共団体等：25）

調査等項目	国の行政機関等	地方公共団体等	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	57% (4) 【10% (1)】	44% (11) 【32% (8)】	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	14% (1) 【0% (0)】	20% (5) 【24% (6)】	組織的安全管理措置
漏えい等事案等発生時等の対応体制	14% (1) 【30% (3)】	20% (5) 【24% (6)】	組織的安全管理措置
教育研修	71% (5) 【70% (7)】	92% (23) 【12% (3)】	人的安全管理措置
監査・点検	57% (4) 【20% (2)】	80% (20) 【8% (2)】	組織的安全管理措置
委託及び再委託	86% (6) 【50% (5)】	48% (12) 【44% (11)】	その他 (委託及び再委託を含む)
書類の保管及び廃棄	29% (2) 【0% (0)】	24% (6) 【24% (6)】	物理的安全管理措置
漏えい等の防止及び外部からの不正 アクセスの防止	0% (0) 【0% (0)】	8% (2) 【0% (0)】	技術的安全管理措置
電子媒体の管理及び使用	29% (2) 【10% (1)】	40% (10) 【24% (6)】	物理的安全管理措置
アカウント及びアクセス権の管理	14% (1) 【60% (6)】	56% (14) 【40% (10)】	技術的安全管理措置
端末及びサーバの管理	29% (2) 【20% (2)】	32% (8) 【28% (7)】	物理的安全管理措置
ログの分析	86% (6) 【70% (7)】	88% (22) 【60% (15)】	技術的安全管理措置
その他	14% (1) 【30% (3)】	4% (1) 【28% (7)】	その他

(注1) ( ) 内は不備事項が認められた実地調査等の先数を計上している。

(注2) 各欄における【 】内は令和5年度上半期の実績。

4. 個人情報保護法に基づき計画的に行われた実地調査等の結果（実地調査等先別）

＜実地調査等先ごとの不備項目の件数＞

実地調査等先	安全管理措置等の不備項目の件数				
	組織的安全 管理措置	人的安全 管理措置	物理的安全 管理措置	技術的安全 管理措置	その他 (委託及び再委 託を含む)
厚生労働省及び日本年金機構	1	1	1	0	1
特許庁	2	0	0	1	0
工業所有権情報・研修館	2	1	0	1	1
日本学術振興会	3	1	3	1	2
農業者年金基金	0	0	0	1	1
情報・システム研究機構	2	1	2	2	1
日本私立学校振興・共済事業団	0	1	0	1	1
北海道旭川市	3	1	1	2	0
北海道深川市	1	1	0	1	0
宮城県塩竈市	0	1	1	1	0
宮城県名取市	4	1	2	1	0
宮城県富谷市	2	1	1	2	1
山形県村山市	1	1	0	1	1
山形県東根市	1	1	0	2	0
山形県尾花沢市	3	1	1	2	1
埼玉県川口市	1	0	0	1	0
埼玉県吉川市	3	1	2	2	1
東京都文京区	1	1	1	1	1
東京都狛江市	1	0	0	1	0
新潟県柏崎市	1	1	0	0	1
新潟県妙高市	1	1	0	1	1
新潟県上越市	0	1	0	1	0
大阪府泉大津市	2	1	2	2	1
大阪府枚方市	2	1	3	2	0
大阪府箕面市	1	1	2	3	1
福岡県那珂川市	3	1	0	2	0
福岡県粕屋町	1	1	1	1	1
福岡県遠賀町	1	1	0	1	1
長崎県	4	1	3	2	1
長崎県教育委員会	2	1	2	3	0

宮崎県	1	1	1	2	1
宮崎県教育委員会	1	1	1	1	0

## 5. マイナンバー法に基づく監督等

対応事項	件数等																										
特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理	<p>136件 【194件】            (うち「報告対象事態」(※1)に該当: 41件 【41件】)            (内訳)</p> <table> <tr> <td>国の行政機関等</td> <td>7件</td> <td>【22件】</td> <td>(うち「報告対象事態」に該当: 0件 【3件】)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方公共団体等</td> <td>57件</td> <td>【113件】</td> <td>(うち「報告対象事態」に該当: 7件 【16件】)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>72件</td> <td>【59件】</td> <td>(うち「報告対象事態」に該当: 34件 【22件】)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						国の行政機関等	7件	【22件】	(うち「報告対象事態」に該当: 0件 【3件】)				地方公共団体等	57件	【113件】	(うち「報告対象事態」に該当: 7件 【16件】)				事業者	72件	【59件】	(うち「報告対象事態」に該当: 34件 【22件】)			
国の行政機関等	7件	【22件】	(うち「報告対象事態」に該当: 0件 【3件】)																								
地方公共団体等	57件	【113件】	(うち「報告対象事態」に該当: 7件 【16件】)																								
事業者	72件	【59件】	(うち「報告対象事態」に該当: 34件 【22件】)																								
	<table> <tr> <td>報告対象事態該当事由の内訳(※2)</td> <td>情報提供ネットワークシステム等上の情報(※3)</td> <td>不正の目的をもって行われたおそれ</td> <td>不特定多数の者に閲覧されたおそれ</td> <td>本人数100人超</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						報告対象事態該当事由の内訳(※2)	情報提供ネットワークシステム等上の情報(※3)	不正の目的をもって行われたおそれ	不特定多数の者に閲覧されたおそれ	本人数100人超																
報告対象事態該当事由の内訳(※2)	情報提供ネットワークシステム等上の情報(※3)	不正の目的をもって行われたおそれ	不特定多数の者に閲覧されたおそれ	本人数100人超																							
	内訳	合計件数	2件	35件	0件	18件																					
	国 の 行 政 機 関 等	0件 (100%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)																					
件数 (割合)	地 方 公 共 団 体 等	7件 (100%)	2件 (28. 6%)	3件 (42. 9%)	0件 (0%)	2件 (28. 6%)																					
	事 業 者	34件 (100%)	0件 (0%)	32件 (94. 1%)	0件 (0%)	16件 (47. 1%)																					
報告徴収	25件 【27件】 (※4)																										
立入検査	<p>26件 【26件】 (※5)            (内訳)</p> <table> <tr> <td>国 の 行 政 機 関 等</td> <td>3件</td> <td>【3件】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 方 公 共 团 体 等</td> <td>23件</td> <td>【23件】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 業 者</td> <td>0件</td> <td>【0件】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						国 の 行 政 機 関 等	3件	【3件】					地 方 公 共 团 体 等	23件	【23件】					事 業 者	0件	【0件】				
国 の 行 政 機 関 等	3件	【3件】																									
地 方 公 共 团 体 等	23件	【23件】																									
事 業 者	0件	【0件】																									
指導及び助言	37件 【41件】 (※4)																										

(※1) 「報告対象事態」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「漏えい等報告規則」という。)第2条各号(ただし、令和3年度以前に発生した事案については、令和3年個人情報保護委員会規則第2号による改正前の漏えい等報告規則第2条各号)に掲げる事態である。

(※2) 1つの事案で複数の報告対象事態に該当する場合には全ての該当事由に計上しているため、「報告対象事態該当事由の内訳」記載の合計件数は、「特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理状況」欄記載の報告対象事態の件数を超えることがある。

(※3) 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報や個人

番号利用事務を処理するために利用する情報システムにおいて管理される特定個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を指す。

(※4) 報告徴収並びに指導及び助言の実施件数は、計画的に行われた立入検査に伴うものも含み、計画的に行われた立入検査に伴うものは当該立入検査開始日を基準として計上している。

(※5) 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

(注) 各欄における【】内は令和5年度上半期の実績。

## 6. マイナンバー法に基づき計画的に行われた立入検査の結果（検査項目別）

＜各検査項目において不備事項が認められた割合＞

（立入検査先数 国の行政機関等：3、地方公共団体等：23）

検査項目	国の行政機関等	地方公共団体等	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	33%(1) 【0% (0)】	30%(7) 【17% (4)】	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	33%(1) 【0% (0)】	30%(7) 【17% (4)】	組織的安全管理措置
漏えい等事案等発生時等の対応体制	0% (0) 【50% (1)】	17% (4) 【17% (4)】	組織的安全管理措置
教育研修	33% (1) 【50% (1)】	83% (19) 【61% (14)】	人的安全管理措置
監査	0% (0) 【50% (1)】	70% (16) 【57% (13)】	組織的安全管理措置
委託及び再委託	0% (0) 【50% (1)】	26% (6) 【39% (9)】	その他 (委託及び再委託を含む)
書類の保管及び廃棄	67% (2) 【0% (0)】	13% (3) 【13% (3)】	物理的安全管理措置
漏えい等の防止及び外部からの不正アクセスの防止	0% (0) 【0% (0)】	4% (1) 【0% (0)】	技術的安全管理措置
電子媒体の管理及び使用	0% (0) 【0% (0)】	26% (6) 【9% (2)】	物理的安全管理措置
アカウント及びアクセス権の管理	0% (0) 【0% (0)】	43% (10) 【39% (9)】	技術的安全管理措置
端末及びサーバの管理	0% (0) 【0% (0)】	30% (7) 【39% (9)】	物理的安全管理措置
ログの分析	0% (0) 【50% (1)】	87% (20) 【61% (14)】	技術的安全管理措置
その他	0% (0) 【0% (0)】	22% (5) 【4% (1)】	その他

(注1) ( ) 内は不備事項が認められた立入検査の先数を計上している。

(注2) 各欄における【】内は令和5年度上半期の実績。

7. マイナンバー法に基づき計画的に行われた立入検査の結果（立入検査先別）

<立入検査先ごとの不備項目の件数>

立入検査先	安全管理措置等の不備項目の件数				
	組織的安全 管理措置	人的安全 管理措置	物理的安全 管理措置	技術的安全 管理措置	その他 (委託及び再委 託を含む)
厚生労働省及び日本年金機構	2	1	1	0	0
農業者年金基金	0	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	0	0	1	0	0
北海道旭川市	2	1	1	1	0
北海道深川市	1	0	0	1	0
宮城県塩竈市	0	0	1	1	0
宮城県名取市	2	1	1	1	0
宮城県富谷市	1	1	1	2	1
山形県村山市	2	1	0	1	1
山形県東根市	1	1	0	2	0
山形県尾花沢市	4	1	0	2	1
埼玉県川口市	0	0	0	1	0
埼玉県吉川市	2	1	1	1	1
東京都文京区	1	1	1	1	1
東京都狛江市	1	1	0	1	1
新潟県柏崎市	0	0	0	0	0
新潟県妙高市	1	1	0	1	1
新潟県上越市	0	1	0	1	0
大阪府泉大津市	3	1	2	2	2
大阪府枚方市	2	1	1	2	0
大阪府箕面市	2	1	1	2	1
福岡県那珂川市	2	1	0	2	0
福岡県粕屋町	1	1	0	1	0
福岡県遠賀町	2	1	1	1	0
長崎県	2	1	3	2	0
宮崎県	2	1	2	2	1

## 8. 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	7月24日
国土交通大臣	国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格） 全項目評価書	9月25日
東京薬業健康保険組合	東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	9月25日

(注) 令和5年度上半期における承認実績は4件。

## 9. 主な国際会議への参加

国際会議名	開催月
IAPPグローバル・プライバシーサミット 2024	4月
第93回OECDデジタル政策委員会	4月
英国ICO主催ラウンドテーブル	4月
APPAガバナンス委員会（計5回）	4月、5月、7月、8月、9月
グローバルCBPRフォーラム総会（計8回）	4月（2回）、5月（2回）、7月、8月（2回）、9月
グローバルCBPRメンバーシップ委員会（計4回）	4月（3回）、5月
第2回中央アジア地域経済協力デジタル貿易フォーラム	4月
OECD DFFT専門家コミュニティに係る会合	4月
APEC認証機関会合（計4回）	4月、5月、7月、8月
APPA技術ワーキンググループ	4月
OECD AI専門家会合	4月
GPAプログラムアドバイザリーコミッティ	4月
G7データ保護・プライバシー機関DFFT作業部会（計2回）	5月、7月
G7データ保護・プライバシー機関ドラフティンググループ（計2回）	5月、7月
G7データ保護・プライバシー機関先端技術作業部会（計3回）	5月、8月、9月
G7データ保護・プライバシー機関執行協力作業部会（計3回）	5月、6月、9月
英国科学・イノベーション・技術省（Department for Science, Innovation and Technology : DSIT）・英国ICO共催ラウンドテーブル	5月
CBPRワークショップ	5月
第8回日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップ作業部会	5月
欧州委員会主催安全なデータ流通に関するハイレベルラウンドテーブル・フォローアップ会合（計2回）	5月、7月
OECD健康データの二次利用に関するラウンドテーブル	5月
OECD競争委員会・デジタルガバナンス・プライバシーラウンドテーブル	6月
GPA AIにおける倫理とデータ保護ワーキンググループ	6月
EDPS20周年記念サミット	6月
第61回APPAフォーラム	6月
OECD ONE. AI年次会合	6月
OECD AI/データ・プライバシー専門家コミュニティ会合	6月
第10回OECDデジタル政策委員会データカバナンス・プライバシー作業部会	6月
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定電商小委員会	6月
GPAグローバルな枠組みと基準ワーキンググループ	7月
OECD・シンガポール情報通信メディア開発庁共催プライバシー強化技術	7月

(Privacy Enhancing Technologies : P E T s) 専門家ワークショップ	
I A P P アジア・プライバシーフォーラム 2024	7月
G P A国際執行協力ワーキンググループ（計2回）	8月、9月
第49回A P E Cデータ・プライバシーサブグループ	8月
2024年第2回A P E Cデジタル経済運営グループ	8月
グローバルC B P R フォーラム技術ワークショップ	9月
O E C D「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」に関する会合	9月

## 10. 外国機関等との対話実績

対話の相手等	開催月
米国連邦取引員会 (Federal Trade Commission : F T C) との対話（計3回）	4月、6月、8月
米国司法省との対話	4月
国際通貨基金との対話	4月
ドイツデータ保護機関との対話（計2回）	4月、5月
英国D S I Tとの対話（計3回）	4月、5月、8月
シンガポール個人データ保護委員会との対話（計2回）	4月、8月
C o Eとの対話	4月
欧州委員会司法・消費者総局との対話（計2回）	4月、6月
英国I C Oとの対話	4月
駐日本大韓民国大使館との対話	5月
駐日英國大使館との対話（計2回）	5月、9月
スリランカデータ保護局との対話	5月
G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルメンバーとの対話	5月
米国商務省、米国F T C及びニュージーランド・プライバシーコミッショナーフィスとの対話	6月
欧州委員会副委員長との会談	6月
E D P S総裁との会談	6月
E D P B議長との会談	6月
タイ個人データ保護委員会理事会議長との会談	9月
The Future of Privacy Forum (F P F)との対話	9月
The Centre for Information Policy Leadership (C I P L)との対話	9月

## 11. 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位5項目（※4） (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		事業者	個人	その他 (※3)	第三者提供	利用目的	開示等	漏えい等の報告等	正確性の確保
苦情 (※1)	3,564 【3,467】	28 【42】	3,526 【3,410】	10 【15】	第三者提供	利用目的	開示等	漏えい等の報告等	正確性の確保
					1,150 【1,263】	1,148 【947】	550 【482】	429 【303】	295 【253】
苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は15件【8件】。									
質問	6,190 【7,861】	5,103 【5,932】	457 【515】	630 【1,414】	第三者提供	漏えい等の報告等	定義	利用目的	安全管理措置
					1,997 【2,248】	1,354 【2,400】	1,073 【1,163】	1,020 【1,085】	423 【439】
その他 (※2)	625 【551】	98 【65】	510 【476】	17 【10】	利用目的	委員会	定義	漏えい等の報告等	正確性の確保
					3 【6】	2 【10】	2 【5】	2 【4】	2 【3】
総件数	10,379 【11,879】	5,229 【6,039】	4,493 【4,401】	657 【1,439】	第三者提供	利用目的	漏えい等の報告等	定義	開示等
					3,147 【3,526】	2,171 【2,038】	1,785 【2,707】	1,159 【1,283】	790 【739】

(※1) 事業者等における不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

(※2) 法制度に関する要望等その他個人情報保護法以外の問合せをいう。

(※3) 行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。

(※4) 上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

(注) 各欄における【 】内は令和5年度上半期の実績。

## 12. 個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位5項目（※3） (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		事業者	個人	その他 (※2)	利用及び提供の制限	開示等	保有の制限等	安全管理措置	苦情処理
苦情	665 【684】	19 【20】	639 【661】	7 【3】	310 【311】	151 【172】	84 【91】	83 【76】	56 【29】
					187 【73】	163 【67】	103 【63】	94 【23】	41 【36】
質問	689 【304】	83 【77】	168 【102】	438 【125】	条例	保有の制限等	不適正な利用の禁止	利用及び提供の制限	安全管理措置
					17 【78】	7 【0】	6 【0】	4 【4】	3 【2】
その他 (※1)	251 【264】	8 【15】	232 【239】	11 【10】	利用及び提供の制限	開示等	定義	漏えい等の報告等	保有の制限等
					501 【388】	315 【241】	146 【98】	141 【46】	132 【111】
総件数	1,605 【1,252】	110 【112】	1,039 【1,002】	456 【138】					

(※1) 法制度に関する要望等その他個人情報保護法以外の問合せをいう（令和5年3月以前の地方公共団体等における個人情報の取扱いに関する問合せを含む。）。

(※2) 行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。

(※3) 上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

(注) 各欄における【】内は令和5年度上半期の実績。

### 13. マイナンバー苦情あっせん相談窓口における受付件数

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位5項目（※4）				
		事業者	個人	その他 (※3)	漏えい等に関する報告等	収集等の制限	安全管理措置	利用範囲等	提供の要求等
苦情 (※1)	92 [289]	1 【9】	91 [278]	0 【2】	46 【13】	25 【21】	11 【16】	4 【1】	3 【32】
					苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は10件【5件】。				
	質問	343 【453】	242 【294】	39 【62】	62 【97】	安全管理措置	提供の制限等	漏えい等に関する報告等	提供の要求等
その他 (※2)	275 【191】	25 【8】	237 【179】	13 【4】	155 【148】	51 【29】	32 【135】	26 【23】	19 【6】
					その他	行政機関等における苦情処理	-	-	-
					260 【122】	15 【69】	- [-]	- [-]	- [-]
総件数	710 【933】	268 【311】	367 【519】	75 【103】	その他	安全管理措置	漏えい等に関する報告等	提供の制限等	収集等の制限
					276 【198】	166 【164】	78 【148】	53 【42】	35 【46】

(※1) 事業者等における不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

(※2) マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

(※3) 行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談をいう。

(※4) 上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

(注1) 各欄における【】内は令和5年度上半期の実績。

(注2) 令和5年度から、相談分類及び問合せ内容の集計方法を一部変更している（相談分類については、従来「質問」に分類していた「事業者等に対する不満の要素を含む相談」を「苦情」として集計。問合せ内容については、マイナンバー法の規定に則した項目に変更。）。